

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○福祉事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則	福 祉 保 健 課
○長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則	建 設 企 画 課
◎ 告 示	
・都市計画事業の事業計画の変更認可	水 環 境 対 策 課
○長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正	福 祉 保 健 課
○長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱の一部改正	産 業 政 策 課
○長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱の一部改正	建 設 企 画 課
・道路の区域変更（12件）	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（10件）	"
・海岸保全区域の指定	港 湾 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の変更事項届出	経 営 支 援 課
・土地改良区の清算人の就任	農 村 整 備 課
◎ 人事委員会規則	
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局
○特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則	"
○へき手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則	"
○会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則	"
◎ 人事委員会公告	
・審査請求事案の却下決定に係る公示送付	人事委員会事務局
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施（2件）	長崎県公立大学法人

## 規 則

福祉事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県規則第9号

福祉事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則  
福祉事務に関する権限委任規則（昭和55年長崎県規則第8号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定により、長崎県福祉事務所設置条例（昭和26年長崎県条例第61号）第1条に定める福祉事務所の所管区域における事務については、条例又は他の規則により委任されるもののほか、知事の権限に属する次に掲げる事務を当該福祉事務所長に委任する。</p> <p>(1)～(3)の4 略</p> <p><u>(3)の5 生活保護法第55条の8の規定による被保護者健康管理支援事業の実施に関すること。</u></p> <p>(4)～(29) 略</p>	<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定により、長崎県福祉事務所設置条例（昭和26年長崎県条例第61号）第1条に定める福祉事務所の所管区域における事務については、条例又は他の規則により委任されるもののほか、知事の権限に属する次に掲げる事務を当該福祉事務所長に委任する。</p> <p>(1)～(3)の4 略</p> <p>(4)～(29) 略</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第10号

長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則

長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(契約の不締結)</p> <p>第9条の2 落札者が、次の各号のいずれかに該当した場合は契約を締結しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入札公告に定める入札参加資格要件（要件のうち、<u>指名停止又は指名除外の措置に関するものについては、指名停止又は指名除外の措置を受けていない者に限る。</u>）のいずれかを満たさなくなった場合</p> <p>(3) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(契約の不締結)</p> <p>第9条の2 落札者が、<u>契約締結の日の前日までの間において、</u>次の各号のいずれかに該当した場合は契約を締結しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入札公告に定める入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合</p> <p>(3) 略</p> <p>2～4 略</p>

様式第3号中「、契約締結の日の前日までの間において」を削除する。

様式第3号の2中「、契約締結の日の前日までの間において」を削除する。

様式第8号の5中「原契約書5中「 円」を「 円」に改める。」を「原契約書5中「 円」を「 円」に、( )中「 円」を「 円」に改める。」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第236号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 施行者の名称  
長与町

2 都市計画事業の種類及び名称

昭和48年長崎県告示第967号

長崎都市計画下水道事業 長与公共下水道

3 施行期間

自 昭和48年12月18日 至 令和9年3月31日

4 事業地

収用の部分 昭和48年長崎県告示第967号、昭和52年長崎県告示第455号、昭和57年長崎県告示第267号、昭和57年長崎県告示第489号、昭和62年長崎県告示第368号、平成4年長崎県告示第1081号、平成9年長崎県告示第1102号、平成12年長崎県告示第612号、平成16年長崎県告示第530号、平成22年長崎県告示第802号及び平成29年長崎県告示第249号の事業地のうち、長与町吉無田郷字的場、字山下、字江下及び字珍シ川において事業地を変更する。

使用の部分 なし

長崎県告示第237号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 医療政策課関係						別表（第2条関係） 医療政策課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～36 略						1～36 略					
37	長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金	新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等を推進する。	次に掲げる事業に要する経費ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 <u>(1)～(10) 略</u>  <u>(11) 略</u>  <u>(12)及び(13) 略</u>  <u>(14)及び(15) 略</u>	略		37	長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金	新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等を推進する。	次に掲げる事業に要する経費ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 <u>(1)～(10) 略</u> <u>(11) 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業</u> <u>(12) 透析医療機関等における感染拡大防止等対策支援事業</u> <u>(13) 略</u> <u>(14) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関施設整備等事業</u> <u>(15)及び(16) 略</u> <u>(17) 新型コロナウイルス入院受入医療機関緊急支援事業</u> <u>(18)及び(19) 略</u>	略	
38～43 略						38～43 略					

医療人材対策室関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～18 略				
19 感染管理認定看護師養成事業補助金	感染制御等感染症専門の看護人材を育成し、新型コロナウイルス感染症等感染症対策の強化を図る。	感染管理認定看護師教育課程の受講に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	病院の開設者又は管理者
20 長崎県医療従事者実習時感染予防対策実施支援事業補助金	医療機関、高齢者施設等で実習を行う医療系職種 <sup>（注）</sup> の学生が実習前又は実習中に受検するPCR等検査費用を支援し、新型コロナウイルス感染症の施設内感染の防止を図る。	医療機関、高齢者施設等で行う医療系職種の学生が実習前又は実習中に受検するPCR等検査に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	別に定める医療系職種を養成する県内学校又は養成所

国保・健康増進課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～6 略				

医療人材対策室関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～18 略				

国保・健康増進課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～6 略				
7 長崎県フッ化物洗口推進事業費補助金	公私立の中学校で実施するフッ化物洗口による蝕予防対策を支援し、県内の子ども <sup>（注）</sup> の蝕を低減する。	フッ化物洗口のために必要な経費	3分の1以内	市町及び私立学校設置者（学校法人）
8 障害者歯科診療設備	長崎県口腔保健センター	次に掲げる設備整備に要する経費	10分の10以内。ただし、	一般社団法人長崎県

強化事業費補助金	科診療所において、新型コロナウイルス感染症対策を強化した歯科診療設備を導入する。	(1) 歯科用診療チェア（設備設置工事費含む。） (2) 口腔外パキユーム（設備設置工事費含む。） (3) 滅菌器（設備設置工事費含む。） (4) 診療パーティション設置費	だし、予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。	歯科医師会
----------	--	---	--------------------------	-------

長寿社会課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～10 略				

11～16 略

17～20 略

21	長崎県介護・福祉従事者実習時感染予防	高齢者又は障害者は障害者施設、医療機関等で実習を行う介護職種が実習前又は実習中	高齢者又は障害者施設、医療機関等で実習を行う介護・福祉系の学生が実習前又は実習中	予算の範囲内で知事が別に定める基準に	介護福祉士、社会福祉士及び精神保健福
----	--------------------	---	--	--------------------	--------------------

長寿社会課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～10 略				

11	長崎県認知症疾患医療センター運営事業費補助金	地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る。	認知症疾患医療センターの運営に要する経費	10分の10以内	病院事業者
----	------------------------	---------------------------	----------------------	----------	-------

12～17 略

18	長崎県社会福祉施設等設備災害復旧費補助金（介護事業所・施設等災害復旧事業分）	令和元年8月豪雨により被災した介護サービス等事業者の設備等の復旧に対して支援を行う。	令和元年8月豪雨により被災した被災事業所の再開に要する経費	国要綱（令和2年1月30日付厚生労働省発老0130第1号）3の(3)に定める施設の種別ごとに、国要綱6の(2)に定める基準額の合計額	民間事業者
----	--	--	-------------------------------	--	-------

19～22 略

対策実 施支援 事業補 助金	・福祉系 職種の学 生が実習 前又は実 習中に受 検するP CR等検 査費用を 支援し、 新型コロ ナウイルス 感 染 症の施設 内感染の 防止を図 る。	に受検するP CR等検査に 要する経費。た だし、補助対象 経費の基準は、 知事が別に定め る。	による。	祉士を 養成す る県内 学校又 は養成 所
-------------------------	--	--	------	--------------------------------------

長崎県告示第238号

長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）の一部を次のように改正し、令和4年度予算に係る補助金等から適用する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 産業政策課関係						別表（第2条関係） 産業政策課関係					
補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者	
1～3 略						1～3 略					
					4	地域産 業活性 化計画 推進補 助金	商工団体 、県、市 町等が連 携して取 り組む地 域産業活 性化計画 において 、注力す べき分野 の意欲あ る事業者 グループ による、 外貨獲得 につながる 取組を 支援し、 産業振興 を図る。	事業者グループ による、地域産 業活性化計画に 沿った外貨獲得 につながる取組 に要する経費	3分の 2以内	知事が 適当と 認める 県内中 小企業 者等	
4及び5 略						5及び6 略					
					7	長崎県 事業継 続支援	県下全域 への新型 コロナウ	営業時間短縮に 応じた飲食店等 の取引先で売上	予算の 範囲内 で知事	市町	

6 略

7 略

企業振興課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略				

3 略

4	長崎県航空機クラスター強化推進事業費補助金	企業間連携を伴う事業拡大等の取組を総合的に支援し、県内	補助対象者が行う次に掲げる事業の経費のうち、知事が適当と認める経費 (1) 企業間の連携事業	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	略
---	-----------------------	-----------------------------	---	-----------------------	---

給付事業補助金	イルス感染症特別警戒警報及び長崎市市内への緊急事態宣言発令に伴い、売上が大幅に減少した事業者の事業継続を図る。	が大幅に減少した事業者等への給付金の交付に要する経費	が別に定める基準による。	市町
---------	---	----------------------------	--------------	----

8 略

9	長崎県事業継続支援給付金補助金	長崎市内への営業時間短縮要請等に伴い、売上が大幅に減少した事業者の事業継続を図る。	営業時間短縮要請等の影響で売上が大幅に減少した事業者への給付金の交付に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	長崎市
---	-----------------	---	--	-----------------------	-----

10 略

企業振興課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略				
3	新成長ものづくり産業支援事業費補助金	県内企業の企業間連携を伴う事業拡大や生産性向上への取組を総合的に支援し、県外需要の獲得及び県内企業への波及効果の最大化を図る。	次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が適当と認める経費 (1) 技術開発事業 (2) 販路開拓事業 (3) 人材育成事業 (4) 国際化対応事業 (5) 連携支援・設備投資事業	2分の1以内 知事が認定した企業グループに所属する企業、団体等

4 略

5	長崎県航空機クラスター強化推進事業費補助金	企業間連携を伴う事業拡大等の取組を総合的に支援し、県内	補助対象者が行う次に掲げる事業の経費のうち、知事が適当と認める経費 (1) 企業間の連携事業	(1) 2分の1以内又は3分の2以	略
---	-----------------------	-----------------------------	---	-------------------	---



	航空機関連産業の振興を図る。	ア 技術開発事業 イ 販路開拓事業 ウ 人材育成事業 エ 国際化対応事業 オ 連携支援・設備投資事業 (2) 企業と大学の連携事業 (3) 試作・認証取得支援事業 (4) 取引拡大支援事業	
5～21 略			

新産業創造課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 略				

2	長崎県新産業創出支援事業費補助金	県内における新産業創出の取組を促進する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略	略
3	新エネルギー産業等プロジェクト促進事業補助金	環境及び新エネルギー関連分野における地場企業等による製品及び技術開発のた	次に掲げる事業に要する経費 (1) 脱炭素ビジネス支援事業	略

	航空機関連産業の振興を図る。	ア 技術開発事業 イ 販路開拓事業 ウ 人材育成事業 エ 国際化対応事業 オ 連携支援・設備投資事業 (2) 企業と大学の連携事業 (3) 試作・認証取得支援事業 (4) 取引拡大支援事業	内 (2) 2分の1以内 (3) 2分の1以内又は4分の3以内 (4) 10分の10以内
6～22 略			

新産業創造課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 略				
2	ロボット・IoT関連システム開発実証補助金	ロボット及びIoTにかかるとシステム開発や実証試験を支援することにより、県内企業の事業拡大・新規参入・新サービス創出の促進を図る。	次に掲げる経費 (1) 技術開発等に要する経費 (2) 実証試験に要する経費	2分の1以内 知事が適当と認める企業等
3	長崎県新産業創出支援事業費補助金	県内における新産業創出の取組を促進する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) 新産業創出支援事業 (3) 先進地連携型スタートアップ集積・創出促進事業	略
4	新エネルギー産業等プロジェクト促進事業補助金	環境及び新エネルギー関連分野における地場企業等による製品及び技術開発のた	次に掲げる事業に要する経費 (1) 支援体制整備事業 (2) 新産業創出支援事業	略



		めのプロジェクトの創出及び販路の拡大を支援することにより、新産業の創出を図る。			
4	海洋エネルギー関連産業創出促進事業補助金	産学官が連携し、商用化を見据えた取組への支援等により、海洋エネルギー関連産業の拠点形成の促進を図る。	次に掲げる事業に要する経費  (1) 略	(1) 略	略
5	海洋エネルギー関連産業創出促進事業補助金	産学官が連携し、商用化を見据えた取組への支援等により、海洋エネルギー関連産業の拠点形成の促進を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 商用化を見据えた技術研究開発等に要する経費 (2) 略 (3) 共同受注体の構築支援業務に要する経費	(1) 略 (2) 10分の10以内又は2分の1以内 (3) 10分の10以内	略
6	長崎県DXアドバイザー招へい事業補助金	県内中小企業等のデジタルトランスフォーメーション推進を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 専門家等の招へいに要する経費	2分の1以内。ただし、1企業につき100万円を限度とする。	知事が適当と認める県内中小企業者等
5	情報産業連携体組成促進補助金	地場情報産業企業を中心と成り、他の地場企業、誘致企業等との協業体制を組成のうえシステム開発等を行うことを支援し、県外需要の獲得及び県内情報産業の企業規模拡大を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 技術開発等に要する経費 (2) 実証試験に要する経費	3分の2以内又は2分の1以内	略
7	情報産業連携体組成促進補助金	地場情報産業企業を中心と成り、他の地場企業、誘致企業等との協業体制を組成のうえシステム開発等を行うことを支援し、県外需要の獲得及び県内情報産業の企業規模拡大を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 技術開発等に要する経費 (2) 実証試験に要する経費	2分の1以内	略
6及び7 略					
8及び9 略					

8	CO-DEJIMA 運営費補助金	専門事業者によるCO-DEJIMAの運営や起業家への支援により、スタートアップの集積(創出・誘致)を促進する。	スタートアップ交流拠点CO-DEJIMAの運営に要する経費	10分の10以内	スタートアップ交流拠点CO-DEJIMA運営事業者
---	---------------------	---	-------------------------------	----------	---------------------------

経営支援課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～6 略				

7 略

8及び9 略

経営支援課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～6 略					
7	事業承継加速化補助金	後継者不在の中小企業者等の廃業を未然に防止し、地域の雇用の維持や技術・技能の伝承を図るため、事業を承継する事業者(譲り受ける側)を支援する。	2分の1以内	知事が適当と認める県内中小企業者等	
8 略					
9	安心・安全な買い物環境整備事業費補助金	商店街等の「安心・安全」な買い物等の環境整備を支援する。	補助対象者が商店街等において主体となって取り組む「安心・安全」な買い物等の環境整備に要する経費	4分の3以内	知事が適当と認める県内商店街組合、民間団体、中小企業者等
10及び11 略					
12	フィジタル型スマート店舗等経営支援補助金	消費者需要の多様な等に対応する高付加価値かつ持続可能なフ	補助対象者がフィジタル型スマート店舗を設置し、営業を開始するまでのシステム導入等の設備整備に要す	2分の1以内	知事が適当と認める県内商店街組合、民間団体

	デジタル型スマート店舗の事業化を支援する。	る経費		、中小企業者等
--	-----------------------	-----	--	---------

雇用労働政策課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略				

雇用労働政策課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略				
5	成長分野高度人材育成支援事業費補助金	今後成長が見込まれる産業分野で必要となる高度人材の育成を図る。	県が指定する分野において補助対象者が下記の区分で派遣研修に要する経費のうち別に定める経費 (1) 長期(12か月以上)研修 (2) その他(15日間以上)研修	(1) 3分の2以内 (2) 2分の1以内 県内に事務所又は事業所を有し、知事が適当と認める中小企業者、中堅企業等

5及び6 略

7	長崎県外国人材日本語教育支援事業補助金	監理団体等における日本語教育の実施を支援し、魅力的な受入環境整備を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 技能実習生等への日本語教育に要する経費 (2) 技能実習生等への日本語教育に従事する日本語指導者の技能向上のための研修に要する経費	10分の10以内。ただし30万円を限度とする。	略
---	---------------------	--------------------------------------	---	-------------------------	---

8 略

6及び7 略

8	長崎県外国人材日本語教育支援事業補助金	監理団体等における日本語教育の実施を支援し、魅力的な受入環境整備を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 技能実習生等への日本語教育に要する経費 (2) 技能実習生等への日本語教育に従事する日本語指導者の技能向上のための研修に要する経費	2分の1以内	略
---	---------------------	--------------------------------------	---	--------	---

9 略

10	魅力ある職場づくり事業支援補助金	県内中小企業等の働き方改革を促進するため、商工団体、業界団体等が会員企業等に対して実施する研修会等を支援する。	働き方改革に関する研修会・セミナー等に要する経費	2分の1以内	知事が適当と認める県内商工団体等
----	------------------	---	--------------------------	--------	------------------

9及び10 略

11及び12 略

長崎県告示第239号

長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（平成25年長崎県告示第709号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から適用する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) 略 (3) 関係部 内部組織の設置に関する条例（昭和28年長崎県条例第1号）に規定する部のうち、総務部、 <u>県民生活環境部</u> 、水産部、農林部及び土木部をいう。 (4) 略 (5) 事務所 関係部等の建設工事に係る入札事務を執行する課若しくは室、長崎県振興局設置条例（平成21年長崎県条例第11号）に規定する振興局又は長崎県組織規則（昭和46年長崎県規則第35号）第26条の表の <u>県民生活環境部</u> の項、水産部の項、農林部の項若しくは土木部の項に掲げる地方機関及び教育庁の教育機関で建設工事に係る入札事務を執行する事務所等をいう。 (6) 略 別表（第3条関係） （低入札調査基準価格の設定）			(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) 略 (3) 関係部 内部組織の設置に関する条例（昭和28年長崎県条例第1号）に規定する部のうち、総務部、 <u>環境部</u> 、水産部、農林部及び土木部をいう。 (4) 略 (5) 事務所 関係部等の建設工事に係る入札事務を執行する課若しくは室、長崎県振興局設置条例（平成21年長崎県条例第11号）に規定する振興局又は長崎県組織規則（昭和46年長崎県規則第35号）第26条の表の <u>環境部</u> の項、水産部の項、農林部の項若しくは土木部の項に掲げる地方機関及び教育庁の教育機関で建設工事に係る入札事務を執行する事務所等をいう。 (6) 略 別表（第3条関係） （低入札調査基準価格の設定）		
工事区分	①低入札調査基準価格（消費税及び地方消費税を除く。）の算定（合計額の1,000円未満の額は切り捨てる。）	②低入札調査基準価格（消費税及び地方消費税を除く。）の設定の範囲（※）	工事区分	①低入札調査基準価格（消費税及び地方消費税を除く。）の算定（合計額の1,000円未満の額は切り捨てる。）	②低入札調査基準価格（消費税及び地方消費税を除く。）の設定の範囲（※）
土木工事、鋼橋及び鋼製の横断歩道橋等の工場製作工事並びに土木関連の電気設備工事、電気通信設備工事及び機械設備工事	直接工事費の額×97%＋共通仮設費の額×90%＋現場管理費の額×90%＋一般管理費等の額×68%	略	土木工事、鋼橋及び鋼製の横断歩道橋等の工場製作工事並びに土木関連の電気設備工事、電気通信設備工事及び機械設備工事	直接工事費の額×97%＋共通仮設費の額×90%＋現場管理費の額×90%＋一般管理費等の額×55%	略
建築工事（建築関連の電気設備工事、機械設備工事及び解体工事を含む。）	（直接工事費の額×9/10）×97%＋共通仮設費の額×90%＋{現場管理費の額＋（直接工事費の額×1/10）}×90%＋一般管理費等の額×68%		建築工事（建築関連の電気設備工事、機械設備工事及び解体工事を含む。）	（直接工事費の額×9/10）×97%＋共通仮設費の額×90%＋{現場管理費の額＋（直接工事費の額×1/10）}×90%＋一般管理費等の額×55%	
建築関連の昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業	（直接工事費の額×8/10）×97%＋共通仮設費の額×90%＋		建築関連の昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業	（直接工事費の額×8/10）×97%＋共通仮設費の額×90%＋	

者対象の工事	{現場管理費の額 + (直接工事費の額 × 2 / 10)} × 90% + 一般管理費等の額 × 68%	者対象の工事	{現場管理費の額 + (直接工事費の額 × 2 / 10)} × 90% + 一般管理費等の額 × 55%
※ 略		※ 略	
※ 略		※ 略	

**長崎県告示第240号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市瑞穂町伊福乙259番1地先から 雲仙市瑞穂町古部乙1716番2地先まで	前	13.8~201.7	1805.9	
	後	13.8~209.6	1805.9	

**長崎県告示第241号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 湯ノ本芦辺線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市芦辺町中野郷仲触字石原950番1地先から 壱岐市芦辺町芦辺浦字鬼山1183番1地先まで	前	5.0~19.5	1983.5	
	後	8.5~60.3	1827.9	

**長崎県告示第242号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路 線 名 神ノ浦港長浦線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市神浦向町字大松野5番1地先から 長崎市神浦向町字大松野42番1地先まで	前	4.4~9.0	80.1	
	後	11.7~18.4	80.1	

**長崎県告示第243号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道  
路 線 名 佐世保世知原線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市田原町258番12地先から 佐世保市田原町260番12地先まで	前	20.5~32.0	5.2	
	後	19.5~25.5	5.2	

**長崎県告示第244号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道  
路 線 名 382号  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市郷ノ浦町平人触字鋸314番5地先から 壱岐市郷ノ浦町平人触字鋸334番1まで	前	16.7~17.5	9.5	
	後	16.7~20.4	9.5	

**長崎県告示第245号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道  
 路線名 382号  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市郷ノ浦町東触字深田565番3地先から 壱岐市郷ノ浦町永田触字八枝298番1地先まで	前	7.9~33.3	485.4	
	後	9.7~43.6	485.4	

**長崎県告示第246号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道  
 路線名 湯ノ本芦辺線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市勝本町立石南触字宇戸1276番1地先から 壱岐市勝本町立石南触字宇戸1277番1地先まで	前	22.5~32.7	34.8	
	後	13.4~21.7	34.8	

**長崎県告示第247号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道  
 路線名 久山港線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市久山町1309番1地先から 官公有無番地先（諫早市久山町1309番1）まで	前B	0.0~0.0	0.0	
	後B	12.7~12.7	3.1	

**長崎県告示第248号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日



長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道  
 路線名 大村外環状線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
大村市沖田町756番1地先から 大村市沖田町190番7地先まで	前	20.7~43.6	492.9	
	後	20.7~35.8	492.9	

**長崎県告示第249号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道  
 路線名 川棚有田線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東彼杵郡川棚町中組郷字山道1117番1地先から 東彼杵郡川棚町中組郷字山道の前1193番1地先まで	前	13.3~19.0	30.6	
	後	11.3~17.5	30.6	

**長崎県告示第250号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道  
 路線名 獅子津吉線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
平戸市船木町字ロンデ129番地先から 平戸市船木町字ロンデ155番5地先まで	前	15.9~19.6	85.4	
	後	22.9~83.7	85.4	

**長崎県告示第251号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南島原市深江町丁字川原尻6109番14地先から 南島原市深江町丁字川原尻6109番14地先まで	前	115.8~129.2	19.3	
	後	105.8~129.2	19.3	

**長崎県告示第252号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 唐崎岬線	対馬市豊玉町唐洲字ミナノハル418番5地先から 対馬市豊玉町唐洲字ミナノハル420番地先まで	令和4年3月25日

**長崎県告示第253号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 382号	対馬市巖原町宮谷68番2地先から 対馬市巖原町宮谷207番3地先まで	令和4年3月25日

**長崎県告示第254号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 巖原豆酸美津島線	対馬市巖原町尾浦167番11地先から 対馬市巖原町安神182番62地先まで	令和4年3月26日14時

**長崎県告示第255号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 神ノ浦港長浦線	長崎市神浦向町字大松野5番1地先から 長崎市神浦向町字大松野42番2地先まで	令和4年3月25日

**長崎県告示第256号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 河務福江線	五島市岐宿町河務字徳ヶ崎4番3地先から 五島市岐宿町河務字徳ヶ崎10番1地先まで	令和4年3月25日

**長崎県告示第257号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 382号	壱岐市郷ノ浦町平人触字立釘277番3地先から 壱岐市郷ノ浦町平人触字鋸314番7地先まで	令和4年3月25日

**長崎県告示第258号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐世保嬉野線	東彼杵郡波佐見町宿郷字宿631番2地先から 東彼杵郡波佐見町宿郷字宿635番4地先まで	令和4年3月25日

**長崎県告示第259号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 大村外環状線	官公有無番地先（大村市竹松町1108番3地先）から 大村市沖田町189番1地先まで	令和4年3月26日16時

**長崎県告示第260号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 川棚有田線	東彼杵郡川棚町中組郷字山道1116番2地先から 官公有無番地先（東彼杵郡川棚町中組郷字山道の前1141番）まで	令和4年3月25日

**長崎県告示第261号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 204号	北松浦郡佐々町松瀬免字鳥屋谷315番2地先から 北松浦郡佐々町松瀬免字江里ノ上308番1地先まで	令和4年3月25日

**長崎県告示第262号**

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域として次のとおり指定する。

関係図面は、長崎県土木部港湾課備付けの海岸保全区域台帳平面図のとおりである。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

沿岸名	漁港名 港湾名 海岸	地区 海岸名 島名	指 定 区 域
大村湾	川棚港	小音琴	次の基点1と基点2を直線で結んだ線、基点2から補助点2、補助点1と基点1を結ぶ直線により囲まれた区域 基準点 長崎県東彼杵郡東彼杵町小音琴郷字中野2294番1に隣接する国道205号に設置された金属標（17k900） （北緯33度03分41.54秒、東経129度52分58.09秒） 以下「基準点」という。

		陸域の標示 該当なし		
		水域の標示		
	基点1	基準点から	296度35分30秒	287.93mの地点
	基点2	基準点から	139度56分10秒	66.81mの地点
	補助点1	基点1から	213度09分50秒	190.78mの地点
	補助点2	基点2から	213度09分50秒	204.46mの地点

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ深堀

長崎県長崎市深堀町一丁目145番22他 4筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津 達郎

東京都府中市若松町1-38-1

外9店

（変更後）

株式会社サンドラッグ 代表取締役社長 貞方 宏司

東京都府中市若松町1-38-1

外11店

(4) 変更の年月日

令和4年3月7日 外

#### 2 届出年月日

令和4年3月8日

#### 3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

#### 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

### 土地改良区の清算人の就任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項の規定において準用する同法第18条第17項の規定により、

清算法人関土地改良区から清算人の就任の届出があった。

令和4年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

就任清算人	
氏 名	住 所
松 尾 文 昭	雲仙市愛野町乙3180
山 崎 好 治	雲仙市愛野町乙3960
田 中 哲	雲仙市愛野町乙2962- 1
高 谷 市 郎	雲仙市愛野町乙3131
山 崎 正 臣	雲仙市愛野町乙4078- 1

### 人事委員会規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

#### 長崎県人事委員会規則第1号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年長崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表第1（第3条関係） イ 公安職給料表級別職務表					別表第1（第3条関係） イ 公安職給料表級別職務表				
職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分	職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分
略					略				
4級	1	取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、 <u>少年サポートセンター長</u> 、 <u>鉄道警察隊長</u> 、 <u>渉外捜査室長</u> 、 <u>機動鑑識隊長</u> 、 <u>駐車対策室長</u> 、 <u>長崎運転免許センター長</u> 、 <u>航空隊長</u> 、 <u>所（隊）長補佐</u>	警察本部	警察	4級	1	取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、 <u>鉄道警察隊長</u> 、 <u>航空隊長</u> 、 <u>少年サポートセンター長</u> 、 <u>渉外捜査室長</u> 、 <u>機動鑑識隊長</u> 、 <u>駐車対策室長</u> 、 <u>長崎運転免許センター長</u> 、 <u>所（隊）長補佐</u>	警察本部	警察
		略					略		
5級	略	略	略	略	5級	略	略	略	略

	察隊長、渉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長、航空隊長、所(隊)長補佐 略	
	略	
6級	略	
	2 取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、少年サポートセンター長、鉄道警察隊長、渉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長、航空隊長、所(隊)長補佐 略	警察本部
	略	
7級	略	
	3 公安委員会補佐室長、広報室長、犯罪被害者支援室長、監査室長、企画室長、人材育成室長、施設管理室長、電算企画開発室長、健康管理室長、犯罪抑止対策室長、許可業務指導室長、地域企画指導室長、捜査支援室長、取調べ指導室長、検視官室長、特殊詐欺捜査室長、行政・企業対象暴力対策室長、交通企画指導室長、交通捜査室長、運転免許試験場長、安全運転学校長、危機管理対策室長、警衛連絡室長、国際テロ対策室長、取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、	警察本部

	ポートセンター長、渉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長、所(隊)長補佐 略	
	略	
6級	略	
	2 取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、鉄道警察隊長、航空隊長、少年サポートセンター長、渉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長、所(隊)長補佐 略	警察本部
	略	
7級	略	
	3 公安委員会補佐室長、広報室長、犯罪被害者支援室長、監査室長、企画室長、人材育成室長、施設管理室長、電算企画開発室長、健康管理室長、犯罪抑止対策室長、許可業務指導室長、地域企画指導室長、捜査支援室長、取調べ指導室長、検視官室長、特殊詐欺捜査室長、行政・企業対象暴力対策室長、交通企画指導室長、運転免許試験場長、安全運転学校長、危機管理対策室長、国際テロ対策室長、取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、鉄道警察隊長、	警察本部



略	長、音楽隊長、少年サポートセンター長、鉄道警察隊長、渉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長、航空隊長、副隊長	略	略	略	航空隊長、少年サポートセンター長、渉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長、副隊長	略	略	略
	略				略			
	略				略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第2号

特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等の支給に関する規則（昭和46年長崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表（第2条関係） ア 特地公署（一般）			別表（第2条関係） ア 特地公署（一般）		
市町名	公署名	級別区分	市町名	公署名	級別区分
長崎市	長崎振興局建設部神浦ダム管理事務所	2級	長崎市	長崎振興局建設部神浦ダム管理事務所	1級
略			略		
壱岐市	略 壱岐振興局 壱岐振興局管理部壱岐市派遣 壱岐振興局農林水産部農林整備課、水産課及び壱岐水産業普及指導センター 壱岐保健所 壱岐振興局建設部壱岐空港管理事務所 県北部海区漁業調整委員会事務局壱岐駐在	2級	壱岐市	略 壱岐振興局 壱岐振興局管理部壱岐市派遣、 <u>壱岐振興局農林水産部農林整備課、水産課及び壱岐水産業普及指導センター</u> 壱岐保健所 壱岐振興局建設部壱岐空港管理事務所 <u>県北部海区漁業調整委員会事務局壱岐駐在</u>	2級
略			略		
略			西海市	県北振興局建設部雪浦ダム管理事務所	1級
略			略		
イ 略			イ 略		
ウ 特地公署（警察）			ウ 特地公署（警察）		
市町名	公署名	級別区分	市町名	公署名	級別区分
略			略		
対馬市	壱滝警察官駐在所	6級	対馬市	壱滝警察官駐在所	6級

	琴警察官駐在所			琴警察官駐在所		
	佐賀警察官駐在所			峰警察官駐在所		
	豆酩警察官駐在所	5級		佐賀警察官駐在所		
	浅藻警察官駐在所			豆酩警察官駐在所	5級	
	加志警察官駐在所			浅藻警察官駐在所		
	佐護警察官駐在所			水崎警察官駐在所		
	峰警察官駐在所			佐護警察官駐在所		
	佐須警察官駐在所	4級		佐須警察官駐在所	4級	
	芦浦警察官駐在所			加志警察官駐在所		
	浦底警察官駐在所			芦浦警察官駐在所		
	豊玉警察官駐在所			浦底警察官駐在所		
	水崎警察官駐在所			豊玉警察官駐在所		
	対馬北警察署			対馬北警察署		
	比田勝警察官駐在所			比田勝警察官駐在所		
	略			略		
略				略		
五島市	略			五島市	略	
	中須警察官駐在所	4級				
	奈留警察官駐在所	3級		中須警察官駐在所	3級	
	略			奈留警察官駐在所		
略				略		
新上五島町	奈良尾警察官駐在所	3級		新上五島町	3級	
	友住警察官駐在所			友住警察官駐在所		
	立申警察官駐在所			立申警察官駐在所		
	若松警察官駐在所			若松警察官駐在所		
	上荒川警察官駐在所			上荒川警察官駐在所		
	新上五島警察署	2級		新上五島警察署	2級	
	鯛ノ浦警察官駐在所			奈良尾警察官駐在所		
	上五島警察官駐在所			鯛ノ浦警察官駐在所		
	奈摩警察官駐在所			上五島警察官駐在所		
	新魚目警察官駐在所			奈摩警察官駐在所		
				新魚目警察官駐在所		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過規定)

- 2 施行日の前日において特地勤務手当の支給を受けていた職員で、当該職員に係るこの規則による改正後の特地勤務手当等の支給に関する規則（以下「新規則」という。）に基づく特地勤務手当（以下「新手当」という。）の月額が施行日の前日における特地勤務手当（以下「旧手当」という。）の月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、その者の施行日の前日における給料の月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額を基礎として算出した額、職員の給与の臨時特例に関する条例（平成27年長崎県条例第35号）第2条第1項の規定により給与が減ぜられて支給された職員にあつては、同条第2項の規定により算出した額）に達しないこととなるもの（新手当の支給を受けないこととなる者を含む。）については、新規則第3条の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた公署に引き続き勤務する場合（当該公署の移転があつた場合を除く。）においては、新手当の月額が当該職員に係る旧手当

の月額に達するまでの間（新手当の支給を受けない者については、施行日以後）、当該旧手当の月額に相当する額の特地勤務手当を支給する。

- 3 警察に所属する一般職の職員に対する前2項の規定の適用については、前項中「施行日の前日に勤務していた公署」とあるのは「令和4年2月28日に勤務していた公署」とする。

へき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

**長崎県人事委員会規則第3号**

へき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等の支給に関する規則（昭和46年長崎県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前			
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）			
市町名	学校名	級別区分	市町名	学校名	級別区分	
略			略			
佐世保市	相浦小学校高島分校	4級	佐世保市	黒島小中学校 相浦小学校高島分校	3級	
	黒島小中学校	3級		略		
	略					
大村市	黒木小学校	<u>準へき地</u>	大村市	黒木小学校	<u>1級</u>	
平戸市	度島小学校	<u>3級</u>	平戸市	野子小学校 度島小学校 度島中学校 大島小学校 大島中学校 大島学校給食共同調理場	2級	
	度島中学校					
	野子小学校	2級				
	大島小学校 大島中学校 大島学校給食共同調理場					
	略	1級				
	山田小学校	<u>準へき地</u>		略	1級	
松浦市	青島小学校	<u>2級</u>	松浦市	青島小学校 青島中学校	<u>3級</u>	
	青島中学校			略		
	略					
対馬市	仁田小学校	5級	対馬市	西小学校 仁田小学校 仁田中学校 東小学校 西部中学校 東部中学校 峰学校給食共同調理場 仁田学校給食共同調理場	5級	
	仁田中学校					
	東小学校					
	東部中学校					
	峰学校給食共同調理場					
	豆酸小学校			4級		豆酸小学校 豆酸中学校 金田小学校 佐須中学校 今里小学校 南小学校 豊小学校 豆酸学校給食共同調理場 佐須学校給食共同調理場
	豆酸中学校					
	今里小学校					
	佐須奈小学校					
	佐須奈中学校					
豊小学校						
西小学校						
西部中学校						
豆酸学校給食共同調理場						

	<p>金田小学校 美津島北部小学校 豊玉小学校 豊玉中学校 乙宮小学校 比田勝小学校 比田勝中学校 豊玉学校給食共同調理場 上対馬学校給食共同調理場</p>	3級		<p>美津島北部小学校 豊玉小学校 豊玉中学校 乙宮小学校 佐須奈小学校 佐須奈中学校 比田勝小学校 比田勝中学校 豊玉学校給食共同調理場 上対馬学校給食共同調理場</p>	3級	
	略			略		
壱岐市	三島小学校	5級		壱岐市	三島小学校	4級
	略				略	
五島市	<p>椛島小学校 椛島中学校 久賀小学校 久賀中学校 嵯峨島小学校 嵯峨島中学校</p>	5級		五島市	<p>椛島小学校 椛島中学校 久賀小学校 久賀中学校 嵯峨島小学校 嵯峨島中学校 久賀島学校給食共同調理場</p>	5級
	<p>玉之浦小学校 玉之浦中学校</p>	3級				
	<p>奈留小学校 奈留中学校 奈留学校給食センター</p>	2級			<p>玉之浦小学校 玉之浦中学校 岐宿小学校 岐宿中学校 奈留小学校 奈留中学校 奈留学校給食センター</p>	2級
	<p>福江小学校 福江中学校 緑丘小学校 奥浦小学校 奥浦中学校 崎山小学校 崎山中学校 本山小学校 翁頭中学校 大浜小学校 富江小学校 富江中学校 盈進小学校 三井楽小学校 三井楽中学校 岐宿小学校 岐宿中学校 福江学校給食センター 富江学校給食センター 三井楽学校給食センター</p>	1級			<p>福江小学校 福江中学校 緑丘小学校 奥浦小学校 奥浦中学校 崎山小学校 崎山中学校 本山小学校 翁頭中学校 大浜小学校 富江小学校 富江中学校 盈進小学校 三井楽小学校 三井楽中学校  福江学校給食センター 富江学校給食センター 三井楽学校給食センター</p>	1級
	略				略	
新上五島町	<p>若松中学校 若松中央小学校 若松東小学校 今里小学校</p>	2級		新上五島町	<p>若松中学校 若松中央小学校 若松東小学校 今里小学校</p>	2級

北魚目小学校 奈良尾小学校 奈良尾中学校 <u>上五島中学校</u> 新魚目学校給食センター 奈良尾学校給食センター		北魚目小学校 奈良尾小学校 奈良尾中学校  新魚目学校給食センター 奈良尾学校給食センター	
青方小学校	1級	青方小学校 <u>上五島中学校</u> 上郷小学校 魚目小学校 魚目中学校 有川小学校 有川中学校 東浦小学校	1級

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過規定)

2 施行日の前日においてへき地手当の支給を受けていた教職員で、当該教職員に係るこの規則による改正後のへき地手当等の支給に関する規則（以下「新規則」という。）に基づくへき地手当（以下「新手当」という。）の月額が施行日の前日におけるへき地手当（以下「旧手当」という。）の月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、その者の施行日の前日における給料の月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額を基礎として算出した額、職員の給与の臨時特例に関する条例（平成27年長崎県条例第35号）第2条第1項の規定により給与が減ぜられて支給された教職員にあつては、同条第2項の規定により算出した額）に達しないこととなるもの（新手当の支給を受けないこととなる者を含む。）については、新規則第3条の規定にかかわらず、施行日以後当該教職員が施行日の前日に勤務していた学校又は共同調理場に引き続き勤務する場合（当該学校又は共同調理場の移転があつた場合を除く。）においては、新手当の月額が当該教職員に係る旧手当の月額に達するまでの間（新手当の支給を受けない者については、施行日以後）、当該旧手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第4号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和元年長崎県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1（第5条関係）職種別基準表						別表第1（第5条関係）職種別基準表					
ア 行政職給料表職種別基準表						ア 行政職給料表職種別基準表					
職種又は職名	学歴 免許等	基礎号給		上限		職種又は職名	学歴 免許等	基礎号給		上限	
		職務 の級	号給	職務 の級	号給			職務 の級	号給		
略						略					
住宅支援員	略					住宅支援員	略				
移住相談業務等デジタル化支援員	高校卒	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>81</u>						

文化観光連携コーディネーター	略	文化観光連携コーディネーター	略
略		略	
イ～ウ 略		イ～ウ 略	

## 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 人事委員会公告

## 審査請求事案の却下決定に係る公示送付（公告）

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成14年長崎県人事委員会規則第24号。以下「規則」という。）第57条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年3月25日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

下記請求人に係る審査請求について、当委員会では当該請求人の死亡を確認したが、請求人の相続人等から当委員会に対し、死亡の日の翌日から起算して6月以内に規則第9条第1項の規定に基づく承継の申出がされなかった。

よって、規則第13条第1項第3号に該当するため、令和4年3月16日付けで審査を打ち切り、却下することを決定したが、決定書の正本を送付することができないので、ここに公示する。

なお、決定書は、当委員会が保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付する。

## 記

岩村 秀雄、清水 ミサ子、小野寺 齋、石井 健、本山 久仁雄、大塚 敬輔、村部 澤子、中島 美千代、西村 莊吾、造田 弘、田尻 健、越智 豊一、濱崎 治、井手 康雄、浦口 郁子、柘平 富雄、村上 俊夫、吉田 茂、野村 スエ子、白山 恒雄、松本 勉、山田 ミサエ、村田 一利、溝上 トシエ、小林 健梧、渡瀬 成幸、才津 玉樹、小田 禰忠、澤 竹夫、宮本 玄甫、久松 エイ子、大久保 昭、宮本 鶴枝、佐々野 新太郎、月川 強司、松田 信昭、井手 さとみ、轟木 元枝

## 雑 報

## 一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学基幹ネットワークシステム改修（地域交流棟）について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年3月25日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

## 1 一般競争入札に付する事項

- 業務の名称  
長崎県立大学 基幹ネットワークシステム改修（地域交流棟）
- 委託業務の特質等  
入札説明書等による。
- 履行期間  
契約日から令和4年10月31日まで
- 業務場所  
長崎県佐世保市川下町123番地1
- 入札の方法

前記(1)の業務を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者



者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。  
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) ア又はイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。

(3) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和4年4月8日（金）17時00分までに下記5の提出場所へ提出すること。

## 4 入札参加条件

この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる納入しようとする物品の機能等証明書を、令和4年4月8日（金）17時00分までに、5の部局に、2部提出すること。なお、提出した書類については説明を求められたときは、これに応じること。

## 5 当該業務を担当する部局

（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地1

（名称）長崎県公立大学法人 総務課 建設整備グループ

（電話）0956-59-6778 （FAX）0956-47-6941

## 6 入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和4年4月8日（金）17時00分までの間（大学の休日を除く。）

（場所）5の部局とする。

なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載したレターパックライト専用封筒を同封のうえ、5の部局まで送付すること。（上記期間内必着とする。）

（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書等を受領すること。

## 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

## 8 入札・開札の場所及び期日等

（期日）令和4年4月19日（火）13時30分

（場所）長崎県立大学佐世保校 大学院棟 2階 616教室

入札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

## 9 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

徴収しない

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。

### (2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合



## 10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、8の入札当日に委任状を提出すること。適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

## 11 落札者の決定方法

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すことがある。

## 12 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) その他、詳細は入札説明書等による。

(3) 不明な点に関する問い合わせ先 5の担当部局

**一般競争入札の実施（公告）**

長崎県立大学基幹ネットワークシステム改修（情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称））について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和4年3月25日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

## 1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

長崎県立大学基幹ネットワークシステム改修（情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称））

(2) 委託業務の特質等

入札説明書等による。

(3) 履行期間

契約日から令和4年10月31日まで

(4) 業務場所

長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1

(5) 入札の方法

前記(1)の業務を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) ア又はイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。

(3) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基

づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和4年4月8日（金）17時00分までに下記5の提出場所へ提出すること。

4 入札参加条件

この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる納入しようとする物品の機能等証明書を、令和4年4月8日（金）17時00分までに、5の部局に、2部提出すること。なお、提出した書類については説明を求められたときは、これに応じること。

5 当該業務を担当する部局

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1

（名称）長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ

（電話）095-813-5500 （FAX）095-813-5220

6 入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和4年4月8日（金）17時00分までの間（大学の休日を除く。）

（場所）5の部局とする。

なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載したレターパックライト専用封筒を同封のうえ、5の部局まで送付すること。（上記期限内必着とする。）

（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札・開札の場所及び期日等

（期日）令和4年4月20日（水）10時30分開始

（場所）長崎県立大学シーボルト校本部棟2階 特別会議室

入札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、8の入札当日に委任状を提出すること。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 落札者の決定方法

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこと

がある。

12 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書等による。
- (3) 不明な点に関する問い合わせ先 5の担当部局

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八九五)二二一四一

印刷所  
長崎県  
長崎市権島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト